

議 案 第 7 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう  
に定める。

平成22年6月18日提出

松戸市長 川 井 敏 久

提 案 理 由

千葉県職員の給与改定に準じ、時間外勤務手当の支給割合を引き上げるため。

## 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「この項」を「この条」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 正規の勤務時間を超えて、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項及び第3項並びに第4条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
- (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の松戸市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成22年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の松戸市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。